



流山市監査委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市教育委員会教育長及び流山市選挙管理委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

令和2年3月31日

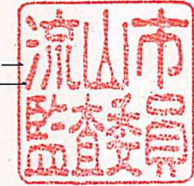
流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

森 亮



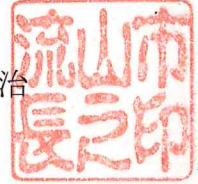
入
流 秘 第 1 2 1 号

令 和 2 年 2 月 2 7 日

流山市監査委員 佐々木 健一 様

流山市監査委員 森 亮 二 様

流山市長 井 崎 義 治



令和元年度定期監査・行政監査の措置事項について（報告）

令和2年2月20日付け流監第100号において報告を受けました標記
の監査に係る措置事項につきまして、別紙のとおり報告申し上げます。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和2年2月20日・流監第100号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総合政策部 秘書広報課	指摘 (1)	物品賃貸借契約において、契約が遅延する等、規則等に定められた契約手続に不備があった。 適正な契約事務の執行をされたい。	当課の各契約について、予算執行伺書の起票、契約の締結、支出票の起票等が滞りなく行われていることを確認するチェックシートを作成し、令和元年11月より運用しています。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。